一宮市告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月21日

一宮市長　　中野　正康

１．廃止等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人一宮まごころ

一宮市文京1－4－6

２．廃止等に係る事業所の名称及び所在地

相談支援事業所まごころリンク

一宮市文京1－5－35

３．廃止等の年月日　　令和8年10月31日

４．廃止等に係る指定計画相談又は指定障害児相談支援の種類

指定計画相談支援、指定障害児相談支援

５．事業所番号　　2332100284（指定計画相談支援）

2372100244（指定障害児相談支援）